経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則(平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号)

る。	第四十八条 集用金融商品収引法第三十四条の四第一頁第二時に規定 第四十八条 集用金融商品 (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) 次ぎ又は代理とする。 (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) (特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人) (特定投資家として取り、次ぎ又は代理とする。)について商品市場(同法第二条第九項に規定する商品市場 る。	三十九号)第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等を 条第一項に規定する店頭 、上場商品構成物品等(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百 、商品取引所法(昭和二3 法第二十一条第四項第十九号に規定する主務省令で定めるものは 3 法第二十一条第四項第	2 (略) (略) 第十一条 (略) 第十一条 (略) (金融等デリバティブ取引) (金融等デリバティブ取引)	改正案
る申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以二(取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日におけっ(略)こととする。こととする。	集用金油商品収引去第三十四条の四第一頁第二号こ見宜算家として取り扱うよう申し出ることができる個人)	条第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とす、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百四十九法第二十一条第四項第十九号に規定する主務省令で定めるものは	略)	現行

~ (略)

三 (略)

(専門子会社の業務等)

第六十九条

(略)

るもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場第一項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げは、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第2 法第三十九条第一項第一号の二に規定する主務省令で定める業務

。)のほか、次に掲げる業務とする。及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるものに限る五条第二項第二号に掲げる業務にあっては、第十一条第一項第一号における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十

| 〜 三 (略)

3 } 11

(略)

ト商品取引所イーへ(略)

商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 (略)

(専門子会社の業務等)

第六十九条 (略)

大いのはか、次に掲げる業務とする。
 大いに掲げる業務にあっては、第十一条第一号がの場合のでは、第十一条のでは、第十一条のでは、第十一条のでは、第十一条のでは、第十一条のでは、第十一条のでは、第十一号のでは、第十一条のでは、第十一号では、金融商品取引法第三十五条のはか、次に掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第二項第一号をび第三号(同項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第二項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第二項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第二項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第二項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第一項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第一項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第一項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第一項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第一項第一号に掲げる業務にあっては、第十一条第一項第一号の正に規定する主務省令で定める業務のほか、次に掲げる業務とする。

一~三 (略)

3~11 (略)

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第七十条 (略)

次に掲げるものとする。
2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、

| ~ 十二 (略)

十三 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の十三 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は当該役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「カード等」という。)をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は分務の提供を受けようとする者(以下この号及び次号において「カード等」という。)に交付し又は付与し、当該利用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は当該役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務での担任を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該股売業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額の交付(当該販売業者又は当該役務である。)をする業務

くは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付(当件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若し務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条下四(利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第七十条 (略)

次に掲げるものとする。
2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、

| ~ 十二 (略)

十三 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の十三 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは権利を購入し又は役務の提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供事業者から商品若しくは権利を購入して「利用を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは権利を購入し又は役務の提供事業者がら商品若しくは権利を購入して「利用を受けたときは、当該利用者がら当該商品若しくは権利を購入し又は役務の提供事業者に当該金額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を受付する業務

は当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しく提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件十四 利用者が証票等を利用することなく特定の販売業者又は役務

3~8 (略)	十五~五十 (略)	から当該金額を受領する業務	者又は当該役務提供事業者への交付を含む。)をし、当該利用者	該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業
3~8 (略)	十五~五十 (略)			該利用者から当該金額を受領する業務